

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第五十一号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について、同法第二十条第一項の契約を締結したので、同法第三十三条第三項において読み替えて適用する国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第九十二条の三第三項の規定に基づき公示する。

令和五年十一月一日

日本年金機構国民年金部長

各地区における納付受託者等については、以下のとおりである。

1. 南関東②地区

名 称	株式会社バックスグループ
所在地	東京都豊島区東池袋4-5-2 ライズアリーナビル14階

(対象地域)

都道府県名	年金事務所
東京	千代田、中央、港、上野、文京、足立、江東、江戸川、墨田、葛飾、板橋、池袋、新宿、杉並、渋谷、世田谷、品川、大田、練馬、目黒、荒川、北、中野、立川、武蔵野、青梅、八王子、府中
山梨	甲府、大月、竜王